

議会運営委員会

日時 平成30年12月13日（木）午後 時 分～
場所 第3委員会室

1 追加議案について

- (1) 第27号議案 亀岡市名誉市民の推挙について
- (2) 第28号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について

2 12月議会最終日（12月14日）に係る調整事項について

- (1) 議席の一部変更について【別紙No.1】
- (2) 挙手による表決について（当該議員に限る）

※離席への配慮

3 12月議会最終日（12月14日）の日程について

- (1) 会議予定
各常任委員会 ～ 議運事前調整 ～ 議会運営委員会 ～ 会派会議
～ **本会議** ～ （終了後）写真撮影（議場）
- (2) 議事日程
 - 第1 議席の一部変更
 - 第2 第1号議案から第26号議案及び請願について（委員長報告～表決）
 - 第3 第27号議案及び第28号議案（提案理由説明、質疑、表決）
 - 第4 議第1号議案（討論、表決）
 - 第5 議第2号議案及び議第3号議案（提案理由説明～表決）
 - 第6 議第4号議案（提案理由説明～表決）
 - 第7 意見書案について（質疑、討論、表決）
 - 第8 各特別委員会委員長報告

4 討論について

○通告期限 本日午後4時まで

【裏面に続く】

5 第27号議案の表決について

○名誉市民の推挙：「同意すること」について起立表決（先例・申合せ98）

6 議員提案議案について

(1) 議第1号議案 「議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」

○討論、表決

(2) 議第2号議案 「議会基本条例の一部改正」【別紙No.2】

議第3号議案 「政務活動費の交付に関する条例の一部改正」【別紙No.3】

○発議者の決定（議会運営委員長）

○提案理由説明～表決

(3) 議第4号議案 「子どもの権利条例」【別紙No.4】

○発議者の決定（環境厚生常任委員長）

○提案理由説明～表決

※(2)(3)は、いずれも質疑、付託、討論は省略（先例）

7 意見書案について

(1) 下水道施設の改築・更新に係る国庫補助の継続に関する意見書（案）

【別紙No.5】

○発議者の決定

(2) 亀岡市中学校給食の完全実施を求める意見書（案）【別紙No.6】

※地方自治法第99条に基づかない事実上の意見書

○発議者の決定

8 議長及び市長あいさつ

○全議事終了後に実施（順序：議長～市長～散会）

9 平成31年定例会2月特別議会及び3月議会日程（案）について

(1) 定例会招集告示日 2月6日（水）

(2) 2月特別議会（定例会開会）2月13日（水）

(3) 3月議会 2月25日（月）～3月25日（月）【別紙No.7】

10 わがまちトーク（自治会版）での意見対応について【別紙No.8】

11 その他

○明日の議会運営委員会 各常任委員会、議運事前調整の終了後

議

	馬場 隆	藤本 弘
	17	18

席

木曾 利廣	明田 昭
19	20

配

湊 泰孝	西口 純生
21	22

置

石野 善司		
23		

図

田中 豊	並河 愛子	山本由美子
7	8	9

竹田 幸生	平本 英久
10	11

小松 康之	福井 英昭
12	13

齊藤 一義	菱田 光紀	小島 義秀
14	15	16

酒井安紀子	三上 泉	富谷加都子
1	2	3

小川 克己	奥野 正三	奥村 泰幸
4	5	6

議第 2 号議案

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会基本条例（平成 22 年亀岡市条例第 18 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例（平成 22 年亀岡市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

前文、第 1 条及び第 4 条第 3 号中「向上」を「増進」に改める。

第 7 条第 1 項中「毎年開催する」を「行う」に改める。

第 10 条中「向上」を「増進」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第3号議案

亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年亀岡市条例第2号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例
の一部を改正する条例

亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年亀岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「向上」を「増進」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 号議案

亀岡市子どもの権利条例の制定について

亀岡市子どもの権利条例を次のように制定するものとする。

亀岡市子どもの権利条例

私たちのふるさと亀岡市は、緑豊かな山々からの清流が豊かな田園地帯を潤し、亀岡盆地の中央を流れる保津川に注ぎ込み、自然や心豊かな人、まちを形成している。このまちで学び、育つ子どもたちは、ふるさとの宝であり、まちの未来を担うかけがえのない存在である。

すべての人は、生まれながらに一人の人間として尊重され、人間らしく生きる権利を有しており、子どもも大人と等しく、この基本的人権を有している。

成長過程にある子どもが健やかに育つためには、様々な助けを受けることが必要である。生まれてから大人になるまでの少しの間、人は子どもとして、基本的人権のほか子どもにとって大切な特別の権利が保障されている。

子どもは、自分自身にどのような権利があるのかを理解し、社会全体で支えられながらそれを行使していくことで、すべての人が自分と同じように権利を有することや、自分自身も社会の一員として他人の権利を大切にしなければならないことを学び大人へと成長していく。子どもの権利が守られる社会を実現することは、すべての人が互いに尊重される社会を実現することにつながる。

よってここに子どもの権利を大切に考える考え方が亀岡市のまちづくりに息づくことで、すべての市民が支えあいながら心豊かに暮らせる地域社会が実現することを願って、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子

どもの権利が保障されるよう、市等の責務を明らかにし、市の施策について基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して学び育つことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する子どもその他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 子ども・子育て支援法に規定する保護者をいう。
- (3) 子どもに関する施設 市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校（学校教育法第1条に規定する大学を除く。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他の子ども・子育て支援に関する施設をいう。
- (4) 地域住民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者（第1号に規定する子どもを除く。）若しくは市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (5) 子どもの権利 児童の権利に関する条約及びこの条例に規定する権利をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの権利の保障は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 子どもは権利の主体であり、その年齢及び発達に応じて自ら

その権利を行使できること。

- (2) 子どもは、子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (3) 子どもは、個人としての尊厳が重んじられ、健やかに成長するための環境が確保されること。
- (4) 子どもは、自身にとって最善の利益が考慮され、社会全体で育まれること。
- (5) 社会における制度又は慣行において、子どもの権利が尊重されること。
- (6) 子どもの権利の保障は社会全体の責務であり、実効性ある具体的な取組によって推進されること。

(子どもの権利)

第4条 子どもは、児童の権利に関する条約に規定される権利のほか、次の各号に掲げる権利を保障される。

- (1) 自らの権利を理解し、適切に行行使するために必要な教育を、その年齢及び発達に応じて受けること。
- (2) 自らの権利を守るために必要な相談の機会及び支援を求めること。
- (3) 自らの権利が侵害されたとき又は侵害されるおそれがあるときは、自ら救済を求めること。
- (4) 自らに関わる重要な事柄について他人が決めようとするときは、説明を求め、又は意見を述べること。

(市等の責務)

第5条 市並びに保護者並びに子どもに関する施設の設置者、管理者及び職員並びに地域住民並びに事業者は、互いに連携を図り、協力して子どもの権利を保障するものとする。

2 市は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、あらゆる施策を通じて子どもの権利の保障に努めなければならない。

- 3 市は、子どもの権利が侵害されたときは、子どもが速やかに救済を受けられるよう、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市は、子どもの権利が広く保障されるよう、国、他の地方公共団体及び公共的団体との連携に努めなければならない。
- 5 市は、子どもの権利の普及及び啓発を行うものとする。
- 6 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの最善の利益が実現されるよう子どもを監護し、必要な協力及び支援を市等に求め、子どもの権利の保障に努めなければならない。
- 7 子どもに関する施設の設置者、管理者及び職員は、基本理念にのっとり、子どもに関する施設において、子どもが自らの権利を理解し、子どもの年齢及び発達に応じた権利行使ができるよう支援することを通じて、子どもの権利の保障に努めなければならない。
- 8 地域住民は、基本理念にのっとり、子どもが健やかに育つことのできる安全で安心な地域づくりを推進し、子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会づくりを通じて、子どもの権利の保障に努めなければならない。
- 9 事業者は、基本理念にのっとり、雇用する労働者が子育て及び仕事を両立できるよう必要な職場環境を整備することを通じて、子どもの権利の保障に努めなければならない。

(子どもの権利の日)

第6条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、亀岡市子どもの権利の日を設ける。

- 2 亀岡市子どもの権利の日は、11月20日とする。

(基本計画)

第7条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図るための基本計画を策定し、定期的に検証し、及び必要に応じて改定するものとする。

- 2 市は、基本計画を策定し、又は改定するに当たっては、子ども及び地域住民等の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、基本計画の推進状況を毎年、議会へ報告するものとする。
- 4 議会は、基本計画の推進状況を監視及び評価するとともに、必要に応じて提言等を行うものとする。

(推進体制)

第8条 市は、子どもの権利を保障する観点から子どもに関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、子どもの権利の保障が推進されるよう、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(条例の見直し)

第10条 議会及び市は、子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に推進されているかどうかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

下水道施設の改築・更新に係る国庫補助の継続に関する意見書（案）

亀岡市では、昭和49年に公共下水道事業に着手し、昭和58年3月には待望の供用開始を行い、積極的に事業を推進してきた。近年においては、これにより整備された下水道施設が、順次、標準耐用年数を迎え、その改築・更新のための財源確保が大きな課題となってきた。

しかしながら、国の財政制度等審議会においては下水道事業について、受益者負担の観点から下水道施設の改築・更新は原則として使用料で賄うべきとの提言がなされ、平成30年度予算では未普及解消と雨水対策に国庫補助が重点配分され、老朽化施設の改築・更新は重点化の対象外とされたところである。

今後、老朽化した下水道施設への改築・更新に係る国庫補助が削減又は廃止されることとなると老朽化対策が滞り、下水道施設の維持管理が困難になるため、下水道使用料の大幅な増額改定をせざるを得なくなり、市民生活に重大な影響を及ぼす深刻な事態と受け止めている。

下水道施設は、住民生活に必須のライフラインであり、地域から汚水を排除することによって公衆衛生を確保するとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域の水質保全など、公共性が高い役割を担っている事業である。この役割は、新設時も改築時も変わるものではなく、下水道の公共的役割に対する国の当然の義務として、今後も国の支援が不可欠である。

よって、国におかれては、下水道事業の継続的かつ計画的な遂行により、将来にわたり市民生活や社会経済活動を守り、快適な暮らしを支えるとともに公共用水域の水質を保全することができるよう、下水道施設の改築・更新にかかる国庫補助を継続するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

} 宛

亀岡市議会議員 湊 泰孝

亀岡市中学校給食の完全実施を求める意見書（案）

学校給食法では、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たすものであるとされている。

こうした中、本市における中学校の昼食については、長年、弁当持参を基本として進められてきたところであるが、「亀岡市中学校給食のあり方検討委員会」が平成28年に実施したアンケートでは、生徒が弁当を持参しない場合には、コンビニ等で購入した食べ物を持参している者が半数に上っている状況にある。また、家庭からの弁当持参に対する保護者の負担軽減への意見・要望もある中、成長期にある中学生の心身の発達の増進を図るとともに、食に関する正しい知識や、望ましい食習慣を身に付けることができる機会の提供が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、モデル校での選択制デリバリー弁当の試行実施は、子どもたちに栄養バランスのとれた昼食を提供するとともに、保護者の弁当づくりの負担軽減も図られており、一定評価するものである。しかしながら、9月議会での決算審査における、選択制デリバリー弁当導入事業に対する事務事業評価結果、及び附帯の意見にもあるように、将来的には、中学校給食の完全実施を目指すべきと考えるところである。

ただ、現状では、エアコン整備をはじめ学校施設の大規模改修など、対応すべき多くの課題を抱えていることも事実である。こうしたことから、選択制デリバリー弁当全校導入後の生徒や保護者の意識の変化等を確かめられるとともに、中学校給食の実施に係る施設整備や運営経費等の財源確保に努められる中で、法の趣旨に沿った中学校給食の完全実施に向けて取り組まれるよう、強く要望する。

以上、意見書を提出する。

平成30年12月14日

亀岡市長
亀岡市教育委員会教育長 宛

亀岡市議会議長 湊 泰孝

平成31年定例会3月議会日程（案）

議会期間：29日間

日	曜日	会 議 等	備 考
2/15	金	市長・議長議案調整、議運事前調整	
16	土		
17	日		
18	月	議案送付、議会運営委員会	幹事会、会派会議
19	火		
20	水		
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月	定例会再開 ＜一般質問通告期限：12:00、請願書提出期限：17:00＞	
26	火		
27	水		
28	木		
3/1	金		議員団研修:13:30
2	土		
3	日		
4	月		
5	火	一般質問（代表）	
6	水	一般質問（個人）、議会運営委員会 ＜質疑通告期限：一般質問終了時＞	幹事会
7	木	一般質問（個人）	
8	金	一般質問（個人）予備日、本会議（追加議案提案）※ 予算特別委員会※、3 常任委員会 ＜討論通告期限：委員会終了時＞	
9	土		
10	日		
11	月	3 常任委員会、議会運営委員会 本会議（補正予算採決）、3 常任委員会	幹事会、会派会議
12	火	予算特別委員会①	
13	水	予算特別委員会②	
14	木	予算特別委員会③	
15	金	予算特別委員会④	
16	土		
17	日		
18	月	予算特別委員会⑤	
19	火	予算特別委員会⑥	
20	水	委員会予備日	
21	木休	春分の日	
22	金	議会運営委員会＜討論通告期限：16:00＞	幹事会、会派会議
23	土		
24	日		
25	月	予算特別委員会、常任委員会、議運、定例会閉会	幹事会、会派会議

※一般質問が3日間の場合：7日（木）一般質問終了後、本会議（追加議案提案）及び予算特別委員会

わがまちトークで頂いた意見・要望等と回答について

日時(H30.10.16 20:00~21:52)

会場(宮川公民館)

テーマ(宮前町の地域振興について・西部地区に救急センターの設置について)

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	農業も独自性を出して他自治体と競争しなければならない。市長はオーガニック野菜の栽培を応援してくれるが、インセンティブ(報奨金)制度の創設が必要ではないか。付加価値の高い作物を作るにはどうすればよいか。	チロロギのように、作れそうで作れないもので、さらに、薬効があるということも付加価値である。また、有機栽培や、おいしさ、作り方が違うなど人に選んでもらえるということも付加価値の1つではないか。	産業建設	○		
2	度重なる災害や異常気象により、ビニールハウスや有害鳥獣被害防護柵にも被害が出ている状況であるが、どのように認識しているのか。	台風21号によるビニールハウス損壊に対する復旧補助があるが、有害鳥獣被害防護柵には補助がない。壊れたものを直すのは、心も折れることはよく理解している。このことは、課題だと認識している。	産業建設	○		
3	ソーラーパネルについては、適正に設置するための条例が必要ではないか。	法律がないので手をつけられないているが、今後必ず解決すべきことである。九州では九州電力が買取りできないというニュースもあった。環境への影響もあり、独自で条例をつくる必要があると考える。	環境厚生	○		
4	5年ほど前から救急センターの必要性について、京都中部広域消防組合と調整し、南丹市とも協議している。南丹市の議員と話すことも必要ではないか。	以前から議会としても要望してきた。2市1町で組合をつくっているが、人口密集地の問題などもありバランスが崩れている。市長もその都度話題として出している。	総務文教	○		
5	地理的事情から高齢者も車を手放せない。地域コミュニティタクシーなども含めて、地域公共交通の充実が必要ではないか。	公共交通対策特別委員会でも充実に向けて議論している。南部・中部・西部地域からのバスはガレリアかめおかまで延伸している。また、千代川町から大井町のマツモトまで延ばせないか検討している。デマンドバスは東別院町で運行が始まっているが、既存のふるさとバスとの兼ね合いもある。	公共交通対策	○		
6	災害対策で神田川の下流側は改修済みだが、上流側の400mほどは未改修である。石橋があり、昭和30年代のもので老朽化が激しい。増水してあふれると心配である。	橋脚を広げることが大事である。要望書を早急に出すこと等を考えていただきたい。	産業建設	○		
7	昨年10月の大雨により、湯ノ花平団地の斜面に20年前に残土を積み上げた箇所のブロックが人家に倒れこんできた。機会があれば見に来てほしい。当時、応急処置されたが、まだブロックが残っている。個人の所有地(事業所)であり、森林法に基づいて京都府が指導した。地域こん談会の時に市長が担当部を指定し、地域再生プロジェクトを使ってできないか指示された。	現場を見に行く等検討させていただきたい。	産業建設		○	
8	山林に関して、災害の影響調査が遅れている。崩れている箇所が多く、地滑り等の危険性が高い。	治山事業は京都府の事業である。人家に影響があるかどうか、早く回答すべきものだが、京都府はなかなか対応してくれない。亀岡市としての制度はないので、今後考えていかなければならない問題である。	産業建設	○		

わがまちトークで頂いた意見・要望等と回答について

日時(H30.10.16 20:00~21:52)

会場(宮川公民館)

テーマ(宮前町の地域振興について・西部地区に救急センターの設置について)

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
9	府道への接続道路が貧弱であり、改修が必要である。神前は東と西に分かれているので、ゆくゆくは幹線道路をつなげてほしい。	道路整備については今後も求めていきたい。	産業建設	○		
10	ききょうの里の今後の運営について、作業員の高齢化も進んでおり支援をお願いしたい。猛暑対策でミストシャワーの設置なども検討してほしい。大河ドラマで訪れる方も増えると考えている。	市としても予算を計上すべきだが、今は何とも答えられない。イベント等もどんどん実施されることにより、今後も実績をつくっていただきたい。先行的な取組みを議会としても応援していきたいと考えている。	産業建設		○	
11	南丹・篠山方面から猿が群れで来て、被害が深刻になっている。大丹波地域サル対策広域協議会に亀岡市は加わっていないが、メス猿に発信機をつけて移動の様子が分かるようにしている。	今後、対策を検討していく必要がある。	産業建設		○	
12	山崩れにより、人家の横の木を伐採したいが費用がかかる。水路、林道、農道への影響もある。	何らかの手立てができないか考える必要がある。	総務文教	○		
			産業建設	○		

わがまちトークで頂いた意見・要望等と回答について

日時(H30.10.22 19:30~20:58)

会場(千歳町自治会館)

テーマ(高齢化の進捗とまちづくりについて・農業振興について・災害の対応について)

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	敬老乗車券の購入数に制限があるが、必要な人には販売枚数を拡大してほしい。また、ガレリアかめおかまで往復すると、乗換えが必要のため、4枚使用しなければならない。千歳町からガレリアかめおかまで直通の運行を考えてほしい。	購入数についての意見は執行部に伝えていきたい。来年、新しい公共交通の計画が策定される予定であるが、意見を参考に、公共交通対策特別委員会でも議論していきたい。	環境厚生	○		
			公共交通対策	○		
2	高齢者が増えていく中で、サロンの内容を思案しながら実施している。他の地域はどのように実施されているか聞きたい。	例えば千代川町の「笑楽の会」では、皆で輪になっていろいろな運動をしている。「あいうべ体操」という顔の体操は免疫力もアップするとのことであり、地域でも取組んではどうか。大井町では歌声サークルを実施している。それぞれ地域によって特色を出し、楽しい場を創出されている。	環境厚生	○		
3	財産区の関係で、なり手がだんだん減ってきて困っている。	山の価値が下がり、管理が大変な時代になってきている。少し全体的な管理も考えていかなければならない。台風や水害の問題もあり、山の大切さを再認識している。国に対して積極的に対策を要望していくことも必要である。	総務文教	○		
4	少子化が進む中、地元では1万円を出産祝い金として手渡している。若い人が地元に着住するよう、例えば家のリフォームに対する無利子の融資など、市としての取組みはないのか。	市も最近Uターン、Iターンなどいろいろな施策を始めている。議会としても、今後も進めていかなければならないと考えている。	総務文教	○		
5	千歳町のまちづくりの基本は農業だと考える。今まで農地を営農組合や農家組合で守ってきた。昨年度、農事組合法人が誕生したが、法人化しない組合を支援する施策を考えてほしい。	農業政策については、国の補助金をそのまま出しており、単費の予算立てができていないのが実情である。農業に限らず、今後、市独自の取組みを考えていかなければならないと考えている。	産業建設	○		
6	今回の台風の倒木で、鳥獣対策のネットや電柵が被害を受けた。国の補助金だけでは追いつかないところもある。そういったところへの支援を要望する。					
7	堰堤の砂利を例年撤去しているが、今回の台風で砂利がかなり多く、通常の経費では難しい。災害により農業施設が被害を受けた時は、特別な手だてを要望する。また、土地改良区の水路や道路が老朽化し、保守整備が必要だが、財政難で困っている。	意見を十分に踏まえ、常任委員会で検討する。	産業建設	○		
8	災害で生活道路が遮断されるなど緊急に対策を講じる必要が生じたとき、素人が対応を判断するのは不安である。危険な時の対応の陣頭指揮を行政に委ねられないのか。	畑野町でも同じようなことがあった。畑野町の例では、緊急を要する時は、自治会や自主防災会が判断し動かざるを得ない状況であった。いろいろところで災害が起きている中、地域が活動しなければどうしようもなかった。とりあえず自分たちができることをしていき、その後、行政と情報を共有した。	総務文教	○		
9	話を聞いていると、財源が必要な要望が多い。地元でできることとして、転出した自分の子に、自治会と市が折半できるふるさと納税について声かけすべきと考える。	ありがたい意見である。ふるさと納税の自治会版について、あちこちに呼びかけていきたい。市や議会ももっとPRしていかねばならない。	総務文教	○		

わがまちトークで頂いた意見・要望等と回答について

日時(H30.10.24 13:30～15:24)

会場(ほんめ町ふれあいセンター)

テーマ(当町のまちづくりについて・高齢者福祉対策について)

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	耕作放棄地が増え、シカやイノシシによる被害が増加している。今回の災害による土砂崩れでネット柵が崩れ、新たに設置しようとしても、まだ土砂が残っているので手につけられない状況にある。早急にネット設置ができるよう復旧をお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の災害で、有害鳥獣防護柵の被害に対する補助金はないのが現状である。今後、産業建設常任委員会で議論していきたい。 ・有害鳥獣の問題は亀岡市全域の問題となっている。猟友会も高齢化し、捕獲できない状況にある。市としては、わなも含めて研修を行い、資格をとって捕獲してもらうのが前提になると思う。柵等に関しては費用もいるので、要望していかねばならない。災害に関して倒木が多く、柵や網をしても倒れてしまい、そこからシカやイノシシが入ると言う苦情が出ている。災害対策に係る予算の確保に努めていかねばならない。 	産業建設		○	
2	農地をソーラーの施設に転用する案件が増えている。条例とまではいかないが、むやみに転用できない仕組みづくりをしてほしい。現段階で、転用案件に関しての意見が何かあれば。	現在、太陽光発電設置条例を、調査研究中である。	環境厚生	○		
3	亀岡市学校規模適正化の中で、育親中学校区については、中期的取組みにおいて、今後3～6年程度で問題が生じると予想されている。学校の問題について解消していくとされていたが、2年経過した現在も進捗がないように思われるが、どうなっているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的取組みについても課題が残っており、中期的取組みに着手できていないのが実状であるが、計画を明確に示せるように教育委員会にも申入れていきたい。 ・亀岡市においては、行政が学校規模適正化について地元説明を行って投げかけているが、地元提案型で意見を提示されている地域も存在する。そういう形であればスムーズに行政と地元の思いが一致し、取組みの進行につながるのではないかと。 	総務文教	○		
4	災害対策について、今年は台風が頻発した。短期間であれば食事等についても自助努力で何とかできるが、長期間に及んだ場合はそうも言ってもらえないと思う。それに対して支援できるようなよいアイデアはないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・長期化対策については、これからも議論が必要であり、体制についても現状では整備されていない。さまざまな意見を提案していただき、よりよい環境整備に努めていきたいと思っている。先の台風で課題となった独居の人の情報共有が平時において不十分であることへの対策については、議論が開始されたところである。 ・あくまでも参考情報であるが、篠町西山区においては緊急車両で400食分を配食された例もあり、要請すれば市として届けることは可能であると思う。 	総務文教	○		
5	避難時の備蓄について、使用済み毛布はクリーニングするよりも新品購入の方がコスト面で有利となるため再利用されず、その都度使用済み毛布が溜まってくるという課題がある。何か対策を考えてほしい。		総務文教	○		
6	高齢者がより参加しやすい、区単位での集まりやサークルを作ることが災害対策等にもつながる。より参加しやすい環境づくりとして、フリー乗降区間を設けたバスの運用があったと思うが、そのように高齢者が動きやすくなる仕組みづくりを発信していきたいと思うので、市としても前向きに検討してほしい。	公共交通で補えない部分については、福祉交通、タクシー等さまざまな対応策があると思われるが、まずは空白地域の解消が先決であり、このことについては交通の話題として挙がってくると考えている。	公共交通対策	○		
7	フリー乗降区間は現在においても残っているのか。	現在は、フリー乗降区間は運用されていない。	公共交通対策	○		
8	西部地区のような救急車両の到着に時間がかかる地域について、消防施設を設けてほしい。	2市1町で議論し理解を得ることが必要であるが、議会としても申入れを行っており、市長も前向きに検討している段階である。今後も事あるごとに要望していきたい。	総務文教	○		
9	京都新聞に、立地適正化計画に関する記事が掲載されていたが、市議会として本梅町や郊外地域のまちづくりの方向性をどう見ているかを聞かせてほしい。	コンパクトシティの考え方と郊外地域を特区的なものとして扱う考え方を同時並行で対応していく必要があると考えており、また、地元住民ともまちづくりについて十分な協議を重ねていきたい。	産業建設	○		

わがまちトークで頂いた意見・要望等と回答について

日時(H30.11.4 9:52~11:56)

会場(畑野町公民館)

テーマ(人口減少と高齢世帯が増加する中、畑野町を元気づける方策について)

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	西部地域における消防署分室の設置は、今回の非常時で、改めて必要であると感じた。西部地域の切実な思いであることを、議会も共通認識してほしい。理事者からは、統一要望を出すように言われている。	亀岡市も少子高齢化の影響で、広域行政を進めようとしている。火葬場、公共交通、文化施設やごみ処理など様々な議論を行い、消防分署は運営経費の負担率などの課題もあるが、前向きに進めて行こうとしているので、議会も確認していく。	総務文教	○		
2	7月の台風襲来時に、亀岡市は初めてエリアメールを発信した。1回出しただけでなく、同じ情報を能勢町のように5分毎に出すことや、もう少し早い段階で避難準備情報を発信してはどうかと考える。	7月の災害時に大阪から帰ってくる時、能勢町のエリアメールの情報が入ってきて、通行止め情報など必要な情報が活用できた。避難準備情報について、発信していけるように考えていきたい。	総務文教		○	
3	情報伝達として、行政が高齢者にスマートフォンを助成してはどうかと考える。今、高齢者向けのスマートフォンも出ている。行方不明時の捜索や健康管理、天気などの情報も調べられ、市民福祉の増進にもつながる。財政負担が伴うが、議会としてどう考えているのか。	6月の地震時、電話は不通であったがSNSは使用できた。今、孫とやり取りをするためスマートフォンを持つ高齢者もいる。助成するものも施策かもしれないが、亀岡市が発信するフェイスブックなど、今あるものを活用してはどうかと思う。また、先進事例を検証していきたいと思う。	環境厚生	○		
4	避難勧告が出てから、災害時支援者のところに民生委員が安否確認に行くのは、二次災害の危険もある。独自の名簿で事前に行っている。当日、亀岡市が災害時支援者名簿を持って来られても全く機能していない現状を議会は把握しているのか。	ある地域では台風襲来時に民生委員が、地域を回り、早めの避難を促した。名簿の開示条件については議会も確認しないとけない。民生委員も大変だが、自主防災会の実際に即した訓練や活動の見直しも必要であると思う。	総務文教	○		
			環境厚生		○	
5	避難勧告が出ると住民から、どう行動したらよいか、危険かどうか見に来てほしいとの問合せの電話があり、全く危機意識がない。自ら判断して行動するようアドバイスするが、住民に危機意識を持ってもらえるように、行政から啓発してほしい。それを議会から働きかけてもらいたい。	自助は大事なことであり、危機意識を持ってもらえるように発信していきたい。民生委員と区長が連携し事前に避難計画を立てることが大事である。行政・自治会・民生委員・消防団などが細部まで対応するのは限界があり、できることは地元で対応しなければならない。災害時には、行政は電話対応などで混乱しているので、対応のマニュアルを作るよう提案した。また、組・区単位で住民を把握し、共助することが重要である。	総務文教	○		
6	以前、民生委員の補助について話も出たが、課題としては、業務が大変で、なり手がないのではないかという意見や、プライバシーの守秘義務についての意見もあった。	京都市では民生委員に対して、2人の老人福祉委員がいるという制度がある。高齢者に特化しているが、自治会や地域包括支援センターが集約して見ていくという方法もある。畑野町にも当てはまるのではないかと思う。行政と協議し、守秘義務を条例化する検討が必要である。	環境厚生	○		
7	災害が発生した後、皆で協力しようと高橋3区では、4つの開発団地がまとまり組織化ができたと思う。災害時の行動計画は、行政が大枠をつくり、地域の特性に合わせたアドバイスがほしい。	良い意見をいただいた。いろいろなパターンがあると思うが、市には一定のマニュアルがあつてないような形である。今日いただいたご意見をまとめて、執行部に早急に作るように要望していきたい。地域ごとの取組みも大事だと思う。	総務文教		○	
8	防災の啓発については、地域ごとに行政の専門家に来ていただき防災講演会や啓発等を展開するのも良いと思うが、どのように考えているのか。	自治会長から要望していただければできると思う。10月の災害についての勉強会を自治防災課に依頼し、区単位ではなく、15人くらいが集まって出前講座を開催された事例もある。	総務文教	○		
9	被災の対応について、非常事態だったため、行政も懸命に動いていただいたが、市民としては、京都府は迅速な対応をし、亀岡市は被災箇所も多いこともあるが行動が鈍く感じた。横の連携で業務を円滑に行わないと、報告しても連絡が返ってこず、行政不信につながる。議会から行政にアドバイスをしてもらえないか。	市内の方から、行政への指摘や不満は聞くが、行政も大変な状況であったので、一定の理解が必要であると思う。誠意を持って対応するように議会から要望していく。市長も含め、復旧に関する予算要望もしてきた。激甚災害として扱われなかった箇所について、議会から京都府に要望し、対応していただいた。崩落箇所についても要望していきたい。	総務文教	○		

わがまちトークで頂いた意見・要望等と回答について

日時(H30.11.4 9:52~11:56)

会場(畑野町公民館)

テーマ(人口減少と高齢世帯が増加する中、畑野町を元気づける方策について)

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
10	災害の復旧には時間がかかると思う。7月豪雨後、台風の襲来で再査定となった。今度どう復旧するのか位置づけをしていかないと、再び災害に遭い、一からの復旧となることを危惧する。被災した箇所はどうするのか、今後の予定を回答してほしい。	現状を把握し、わがまちトークでの内容は、きめ細かな部分を取りまとめ、行政に伝えていく。	総務文教	○		
11	農業被害について、9月8日の水害で千ヶ畑地域の農地、農業用水路に土砂が詰まり、来春の作付けを心配する。雨が降ると田んぼに浸水してしまうので、早急に河川改修をお願いしたい。今後の予定もあるので改修計画も示してほしい。		産業建設	○		
12	河川の曲がり角に石が溜まり、堤防の高さまで達している箇所もあるので、早急に除去してほしい。現状復旧が原則だが、大雨の時は許容範囲を超えるので、抜本的に改修を要望してほしい。		産業建設		○	
13	京都府の農業支援施策について、亀岡市が窓口であるのに、聞いてもらちがあかないので、直接京都府に聞かなければならないケースが多い。亀岡市から京都府に話をしてもらえるようにお願いしたい。		産業建設		○	
14	国で災害対策の施策がいろいろと出されている。亀岡市も国、府の補助で、農業者の支援ができないのか。畑野町の農業は災害に関わらず、鳥獣被害や高齢化で先行きが不安な実態もある。	現状を把握し、わがまちトークでの内容は、きめ細かな部分を取りまとめ、行政に伝えていく。	産業建設		○	
15	亀岡市の財政状況はどうなっているのか。		総務文教	○		
16	災害時に、一軒一軒避難を促したが、寝たきりの人がたくさんおられた。区長の電話番号を聞いたら個人情報なので教えられないという事例もあった。個人情報保護が行き過ぎていると思うが、どのように考えているのか。		総務文教	○		
17	千ヶ畑区の土砂崩れは、3カ月経っても放置されたままであり、地質調査をしているとのことだった。歩道を占領しているので、車に子どもがひかれそうになったと言われた。もっと早く処理できるように、亀岡市から京都府に要望してほしい。	現状として、地質調査が終わり業者入札している段階であり、でき次第、工事着手となる。国道423号の全面復旧には国の査定が必要で、それが終わり次第発注となる。あらゆる所で災害が発生しているが、できるだけ早く復旧できるように要望していく	産業建設	○		

わがまちトークで頂いた意見・要望等と回答について

日時(H30.12.1 20:00~21:52)

会場(東本梅町ふれあいセンター)

テーマ(東本梅町の活性化について・安心、安全の町づくりについて・その他)

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	東本梅保育所について、11月27日に開催されたオープン会議で、市長から自然保育に取組みたいという提案があった。町民は好意的に捉えており、町を挙げて進めていきたいと考えている。これについて議会として把握していることは。	11月30日の環境厚生常任委員会で担当課から行政報告を受けた。地元としっかり協議して進めていくべきだと思う。このような自然保育の取組みは応援していきたい。	環境厚生	○		
2	亀岡市からは地元の本気度を見て保育所の存続を判断するというようなことを言われている。児童数も大事だが、最も大事なのは子どもの発達である。何とか存続を考えていただきたい。		環境厚生	○		
3	広域入所について、現在南丹市からの入所のハードルが高く、なかなか進んでいない。自然保育を契機に、広域入所がしやすいように検討いただきたい。	環境厚生常任委員会で、広域入所の仕組みを確認し、できることがないか研究を進めていきたい。	環境厚生	○		
4	入所のしおりには保育所が2年後に統合するかなのような書き方がされている。地元で存続を諦めさせようとしているように感じる。議会もチェックしてほしい。	入所のしおりの内容は確認していきたい。亀岡市としては、子育てを邪魔しようとしているのではなく、わかっていることは広報の段階できちんと伝えておくことが大切だと考えているのだと思う。	環境厚生	○		
5	いきなり大人数で保育を行うのではなく、徐々に人数を増やしていくのがよいと思う。もう一度保育論を考え直してほしい。		環境厚生	○		
6	集落排水の今後の方向性について、亀岡市からの説明があったが、議会として知っていることは。また、それについてのメリット・デメリットはどのように考えているのか。	今後、地元調査を行い協議を進めていきたいとのことであった。最終的には、公共下水道に接続する方向で進めたいとのことである。そのためには、年谷浄化センターの耐震化・高度処理化が必要のため、平成38年以降になると聞いている。維持管理経費が安くなるのがメリットとなる。	産業建設	○		
7	西部地区への消防署の出張所の設置について、新たな動きはあったのか。	現在、議会レベルで要請を行っている。南丹市長、南丹市議会、京丹波町長、京丹波町議会のそれぞれから前向きな意向を示していただいている。今後、学校や保育所、ごみ処理等を含め、さまざまなことについて広域化の議論が必要になると思う。前向きな議論になってきていると感じる。市長も必要性を認識している。	総務文教	○		
8	南丹市で火事が発生した際に、亀岡市の消防団員は補償の関係により現場に行けないと聞くがどうしてもできないのか。	それぞれの消防団が協定を結び、相互支援をできるようにしていくことができればよいと思う。	総務文教	○		
9	ふれあいまつりで消防署から話をいただいた際に、地震体験車が故障しているという話を聞いた。災害が多発する中で、大事なものだと思うので設置を考えてほしい。		総務文教	○		
10	災害で山崩れや河川の氾濫が相次いでいる。今年は本梅川が4回溢れた。災害に対する根本的な問題が解決できていない。	本梅川は南丹市を流れるということもあり、広域連携の中で進めていくのがよいと考えている。	産業建設	○		
11	台風21号で停電となった際に、関西電力に電話をかけても全くつながらなかった。亀岡市も連絡がとれず困っていたようであったが、なぜ亀岡市と関西電力との連絡がとれないのか。	今回の反省を教訓に、事前協議をしっかりと行い、連携を図っていくように申入れを行った。	総務文教	○		

わがまちトークで頂いた意見・要望等と回答について

日時(H30.12.1 20:00~21:52)

会場(東本梅町ふれあいセンター)

テーマ(東本梅町の活性化について・安心、安全の町づくりについて・その他)

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
12	緊急体制の充実は、農業や自然、子育て等まちづくり全体に関わってくる。安心できるような関西電力の対応が必要と考える。		総務文教	○		
13	今回の災害について、農地整備課にはよく動いてもらっているが、人数が少なく大変である。対応に追われており、査定も遅れてきている。常勤職員の雇用も含めて人員を増やしてほしい。		総務文教	○		
			産業建設	○		
14	避難所について、現在の施設では、避難するとかえって危ないという状況であり、不安を感じている。また、大内地区は川の氾濫により孤立するため、避難所に行くことができない。		総務文教	○		
15	自治会や公民館の改修に対する補助金があるが、避難場所に指定されている所の補助をもう少し手厚くしてほしい。		総務文教	○		